平成 24 年９月 25 日

各位

会　社　名　グ　リ　ー　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　　田 中　　良 和
（コード番号：3632　東証第一部）
問 合 せ 先　コーポレート本部長　秋　山　　仁
（TEL.03-5770-9500）

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 24 年８月 22 日開催の取締役会にて、第８回定時株主総会の議案として付議することを決議致しました定款一部変更の件について、平成 24 年９月 25 日開催の第８回定時株主総会にて決議されましたので、下記の通りお知らせ致します。

１．定款変更の目的

①当社が使用しているロゴ「GREE」との統一を図るため、当社の英文の商号を変更するものであります。（変更案第１条）

②今後の当社の事業内容の多角化、新事業への進出等に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。（変更案第２条）

③上記の業容拡大等に伴い、取締役の員数を９名以内から 10 名以内に変更するものであります。（変更案第 19 条）

④取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第 30 条）

⑤上記の業容拡大等に伴う監査機能の強化と充実を図るため、監査役の員数を４名以内から５名以内に変更するものであります。（変更案第 34 条）

⑥監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定を新設するものであります。（変更案第 43 条）

⑦条文の新設に伴い、現行定款第 30 条以下を繰り下げるものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年９月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年９月 25 日

以　上

（別紙）

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、グリー株式会社と称し、英文ではGree, Inc. と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、グリー株式会社と称し、英文ではGREE, Inc. と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～２．（条文省略） ３．コンピュータに関するハードウェア・ソフトウエアの開発、製造、販売、リースならびに保守サービス ４．コンピュータに関するハードウエア・ソフトウエアの輸出入 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） ５．上記１，２，３，４に関するコンサルテーションならびに調査分析 ６．インターネットに関する技術指導・コンサルテーション ７．　（条文省略） （新設） （新設） （新設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～２．（現行どおり） ３．コンピュータに関するハードウエア・ソフトウエアの開発、製造、販売、リース及び保守サービス ４．コンピュータに関するハードウエア・ソフトウエアの輸出入及び輸出入代行業 ５．インターネットのドメイン取得代行業 ６．インターネットの代金決済システムの導入代行業 ７．ホスティングサービスの企画、提供、運営 ８．コールセンター及びデータセンターの企画、提供、運営 ９．電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業 10．電気通信事業法に基づく電気通信事業 （削除） （削除） 11．　（現行どおり） 12. キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊戯用具等の物品・ソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介 13. 前号に掲げる物品・ソフトウェアの輸出入及び輸出入代行業 14. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理並びにこ

	れらの仲介、代理業
（新設）	15. 古物売買業
（新設）	16. テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画、制作並びに情報通信システム､情報ネットワークの設計、運用
（新設）	17. 放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、製作、及び販売
（新設）	18. 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、インストラクター、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営
（新設）	19. 遊技場施設、スポーツ教育施設、飲食店、宿泊施設、売店等の運営､管理
８．市場調査業務の企画・実施及びそのコンサルティング	20. 各種コンサルティング業
９．（条文省略）	21.（現行どおり）
10. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売	22. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行及び販売
（新設）	23. 投資業及び投資顧問業
（新設）	24. 各種金融商品の運用、投資、売買保有
（新設）	25. 各種金融商品の企画、開発、販売
（新設）	26. クレジットカード業
（新設）	27. 金融商品取引業及び金融代理業
（新設）	28. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務及びその仲介業
11.　（条文省略）	29.（現行どおり）
（新設）	30. 有料職業紹介事業
（新設）	31. 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業
（新設）	32. 療術業
12. 上記各号に関する一切の付帯業務	33. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務
第３条～第18条　（条文省略）	第３条～第18条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は９名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。
第20条～第29条　（条文省略）	第20条～第29条　（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、取締役会の決議（会社法

	第426条第１項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。
第30条～第32条　（条文省略）	第31条～第33条　（現行どおり）
（監査役の員数） 第33条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（監査役の員数） 第34条　当会社の監査役は、５名以内とする。
第 34 条～第 41 条　（条文省略）	第 35 条～第 42 条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第43条　当会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。
第 42 条～第 48 条　（条文省略）	第 44 条～第 50 条　（現行どおり）